

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 収納係
不利益処分名	資格確認書の返還
根 拠 法 令	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則
根 拠 条 項	施行規則第27条の5の2
連 絡 先	(電話 5384)
処 分 基 準	<p>[国民健康保険法施行規則]の規定による</p> <p>(保険料滞納に係る資格確認書の返還等)</p> <p>第27条の5の2 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第54条の3第3項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者（法第554条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る資格確認書（第6条第2項（第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付されたものに限る。次項及び第3項において同じ。）の返還を求めるものとする。</p> <p>2 市町村又は組合は、前項の規定により保険料滞納世帯主等に対し資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該保険料滞納世帯主等に通知しなければならない。</p> <p>一 前項の規定により資格確認書の返還を求める旨</p> <p>二 資格確認書の返還先及び返還期限</p> <p>3 市町村又は組合は、第1項の規定により資格確認書の返還を求められている当該保険料滞納世帯主等に係る資格確認書が第7条の2第4項の規定により無効となつたときは、当該世帯に属する全ての特別療養費の対象者に係る資格確認書が返還されたものとみなすことができる。</p> <p>[法第54条の3]</p> <p>市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第4項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第63条の2第1項及び第2項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある</p>

者を除く。以下この条（第4項及び第5項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第4項及び第5項において同じ。）の支給（次項及び第5項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

[国民健康保険法施行規則]

(法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める期間)
第27条の4の3 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

参 考 事 項

設定等年月日 令和 6年12月2日設定（平成 年 月 日最終変更）